

次期北本市教育振興基本計画策定スケジュール

資料 4

平成29年 8月 教育委員会

- 1 計画期間 平成30年度から平成34年度までの5年間
- 2 素案作成方法 策定委員会で定める。
(本市の現行計画を基に、埼玉県第2期教育振興基本計画(平成26年度～平成30年度)を参酌し、本市実情に応じた計画素案を作成する。(県基本計画の北本市化))
- 3 次期北本市教育振興基本計画策定スケジュール(予定)

区分	平成28年度												平成29年度												
	平成28年							平成29年											平成30年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
起業		決裁																							
策定委員会		設置 会議	→											↓											
作業部会		部員決定	会議	→											↓										
検討会議			設計	予算要求					予算確定	設置要綱 制定	委員推薦依頼 及び公募	委員選任	8/1委嘱、2～3回会議予定												
パブリック・コメント																		意見募集	事後処理						
教育委員会			起業報告				経過報告	経過報告	経過報告		設置要綱 告示		経過報告	委員選任				経過報告	P・C 報告		確定議決				
総合教育会議			起業報告					経過報告							経過報告						経過報告 大綱変更				

4 上記区分の説明

区分	説明
起業	スケジュール、策定方針を定める起案、策定方針(策定委員会を立ち上げ、その中で策定概要を決める。)
策定委員会	要綱を作成し設置する。下部組織に作業部会を設けて素案を作成する。初回の会議で計画草案を提示し、以降の計画素案の作成方法を定め、作業部会においてその内容を作成させる。 作業部会の状況について都度、報告を受け、必要に応じ、その作成について指示を行い、案を確定する。また、次期教育振興基本計画の案の作成に係る重要事項について協議する。
作業部会	案の作成を行う。各課から1名以上の部員選出により構成する。受け持つ部分を課ごとに明確にし、期限を設けてその割り当ての部分を取りまとめていく。 所管が重複するところは、調整をしながら行う。期限を決めて整理していく。
検討会議	策定委員会で決定した案について、市民や関係団体、知識経験者等から意見を伺う。その意見をパブリックコメント案に反映させる。 個々の観点から意見を伺うため、2～3回の開催予定とする。 設置要綱の制定を教育委員会告示で行う。
パブリック・コメント	北本市パブリック・コメント実施要綱に基づき実施する。実施期間30日
教育委員会	教育委員会に随時状況の報告と策定手続きについてお諮りする。計画案に対する意見をその都度賜り、案に反映して行く。最終的に計画の策定を行う。
総合教育会議	随時状況の報告と次期計画に連動する「教育施策大綱」の変更案について、市長と教育委員会で協議を行いながら、大綱の変更を行う。